○農林水産省告示第十六百二十号

第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び

企柜七年十月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の 存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び	登録品種の属する		育成者	品種登録を受ける者	
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	権の存	の氏名又は名称及び	出願公表の年月日
	種類		続期間	住所又は居所	
第31397号 令和7年10月30日	Tulipa L.	春のワルツ	25	富山県 富山県富山市新総曲輪1番7 号	令和4年3月30日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。 (「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。) 2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者 の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び	登録品種の属する		品種登録を受ける者		輸出する行為を制限
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	の氏名又は名称及び	指定国	する旨
	種類		住所又は居所		
第31397号 令和7年10月30日	Tulipa L.	春のワルツ	富山県 富山県富山市新総曲輪1 番7号	なし	登のを外国苗び消もする品種にてでの出て対行し的を外国はと当費のでの出ての出てのの出国外収を当費のでの出てのが、 は関いのは、 は関いるは、 は関いるは関いるは関いるは関いは関いな、 は関いるは関いは関いな、 は関いるは関いるは関い、 は関いるは関いな、 は関いるは、 は関いるは、 は関いるは